

生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書

現在、我が国においては、1歳6か月児、3歳児に対する乳幼児歯科健診や、小学校、中学校、高等学校等の児童・生徒に対する学校歯科健診は義務づけられているものの、40歳、50歳、60歳、70歳の者に対する歯周疾患検診や、後期高齢者歯科健診は実施が義務づけられておらず、成人期以降の歯科健診の受診体制は十分とは言えない状況にある。

近年、歯と口腔の健康は、生活習慣病の予防に資するなど、全身の健康を保持・増進するための重要な要素であることが明らかになっており、人生100年時代を迎える中で健康寿命を延ばすためには、「8020運動」の取組をさらに進めるなど、歯と口腔の健康維持が極めて重要である。

本県議会においても、生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する県民の自主的な努力の促進とともに、全ての県民が必要な歯科口腔保健サービス等を受けることができる環境の整備などを基本理念として、平成26年12月に、議員提案により「かごしま歯と口腔の健康づくり県民条例」を制定し、県民の歯と口腔の健康づくりを推進しているところである。

こうした中、令和5年6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組の推進を行うことが盛り込まれたところであり、生涯を通じて国民が定期的に歯科健診を受診し、健康寿命の延伸に向けた取組が進むことが期待される。

よって、国においては、「歯科口腔保健の推進に関する法律」の改正などにより、生涯を通じた歯科健診の法制化を早急に進めるとともに、下記の事項について、格段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 国民皆歯科健診の制度設計等に関する具体的な検討を進めるに当たっては、地方自治体をはじめ関係者の意見を十分に反映させること。
- 2 国民皆歯科健診の実施に関しては、国において十分な財政措置を講ずること。
- 3 国民皆歯科健診の実現と合わせて、国民に対して歯と口腔の健康づくり及び歯科健診の重要性についての啓発や健診受診後の定期的な歯科受診の勧奨を行うなど、歯科疾患の発症や再発、重症化予防のため、ひいては、全身の健康につながるよう、総合的な取組を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月4日

鹿児島県議会議長 松里保廣

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣

殿

総務大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）